

| | | | |
|----|----------|------|------|
| 品名 | 次亜塩素酸ソーダ | 国連番号 | 1791 |
|----|----------|------|------|

災 害 拡 大 防 止 措 置

| | | |
|------|-------|-------------|
| 特記事項 | 処 理 剤 | チオ硫酸ソーダの水溶液 |
|------|-------|-------------|

- ① 腐食性は、カセイソーダに匹敵し、皮膚、粘膜を刺激する。
- ② 目に入ると激しい痛みを感じ、直ちに洗い流さないと角膜が侵され失明する恐れがある。
- ③ 長期にわたって皮膚に接触すると、刺激により、皮膚炎、湿疹を起こす。
- ④ 微粒子やミストを吸入すると、鼻、のど、気管支、肺を刺激する。
- ⑤ 酸と反応し、塩素を発生する。

漏洩・飛散したとき

- ① 皮膚及び眼に対して刺激性が強いので作業の際には、必ず保護具を着用する。必要があれば漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。
- ② 酸と混合すると塩素（有毒ガス）を放出するので、酸と接触しないようにする。
- ③ 付近への流出防止のため、周囲を土砂等で囲い、漏洩した液は砂、吸着マット等に吸着させて取り除くか、密閉できるポリエチレン製の容器に回収する。漏洩した場所の周辺は、液体チオ硫酸ナトリウムで還元分解した後、多量の水にて洗い流す。なお、酸による中和は、有害な塩素ガスを発生させるので、行ってはならない。また洗浄水は河川、用水路には流さない。

周辺火災のとき

- ① 火災発生場所より、車を遠ざける。
- ② 車の移動が困難な場合は、散水して冷却する。

引火・発火したとき

- ① 本物質は不燃性である。

救急措置

- ① 皮膚に付着した場合は、直ちに衣服や靴を脱がせて、多量の水で洗い流す。
- ② 酸との接触で塩素ガスが発生し、吸入した場合は、直ちに新鮮な空気のある場所に移し、安静・保温に保つ。呼吸が止まっている場合は、衣服をゆるめて呼吸気道を確保した上で、人工呼吸を行う。呼吸が弱くなっている場合、あるいは咳が激しく出て呼吸困難な場合は酸素吸入を施す。速やかに医師の手当を受ける。
- ③ 眼に入った場合は、直ちに多量の水で15分以上洗い流し（まぶたの隅々まで）、速やかに医師の手当を受ける。
- ④ 飲み下した場合は、直ちに口のなかを水で洗浄し、多量の水または牛乳や生卵を飲ませる（意識のない場合には口から何も与えない）。無理に吐かせないで、速やかに医師の手当を受ける。

| | | | |
|----|----------|------|------|
| 品名 | 次亜塩素酸ソーダ | 国連番号 | 1791 |
|----|----------|------|------|

該当法規・危険有害性

| 消 防 法 | | | | | | 毒物及び劇物取締法 | | | 高圧ガス保安法 | | 火薬類取締法 | | | 道路法 | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|---------|----------------|----------------|-----|-------|-------|--------------------------|
| 類 別 | | | | | | 品 名 (法別表) | 毒 物 | 劇 物 | 特定毒物 | 一般 高圧 ガス | 液化 石油 ガス | 火 薬 | 爆 発 薬 | 火 工 品 | 施行令第 19条の12、 13に該当 |
| 第1類 | 第2類 | 第3類 | 第4類 | 第5類 | 第6類 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| 特 性 | 危 険 性 | | | 有 害 性 | | | | 環 境 汚 染 性 | | 性 状 | | | |
|-----|-------|-----|-----|-------------|------------|------------|---|--------------|-----|-----|-----|-------|--|
| | 禁水性 | 爆発性 | 可燃性 | 有 害 ガ ス 発 生 | | | 目・皮膚 に 触 れ る と 危 険 | 河川への 流入注意 | 固 体 | 液 体 | 気 体 | 水 溶 性 | |
| | | | | 常 温 | 加熱時 火災時 | 水 に 接 触 | | | | | | | |
| | | | | | | | ● | ● | | ● | | ● | |

事故発生時の応急措置

- ① 車を、安全な場所に移動する。(人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害にならない場所に移動し、エンジンを停止し、車止めをする。)
- ② 事故の発生を大声で付近の人に知らせ、下記事項を消防署及び警察署、会社に通報し、人を風上に避難させる。(初期措置等にて自ら通報が出来ない場合には、付近を通行している人に頼む。)
- ③ 保護具を着用し、漏れ止め・回収を行う。
(使用保護具：ゴーグル型保護眼鏡、ゴム製保護衣、ゴム製保護手袋、ゴム製長靴)

緊急通報

119 (消防署) 110 (警察署) 高速道路の非常電話

(緊急通報例)

1. いつ ○○時○○分頃
2. どこで ○○市○○地区(国・県・市)道○○線○○付近で
3. なにが 「次亜塩素酸ソーダ」が
4. どうした 漏洩しています。
5. ケガ人は ケガ人がいます(救急車をお願いします) ケガ人はいません
6. 私の名前は ○○運送会社 ○○です

緊急連絡 (特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する)

| | | | |
|------|----------------|------|----------------|
| 荷主会社 | | 運送会社 | |
| 住 所 | | 住 所 | |
| 電 話 | 平日：昼間 休日：夜間 | 電 話 | 平日：昼間 休日：夜間 |